

平成18年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 東部総合事務所福祉保健局

| 種別 | 実施年月日 | 法人名 | 事業所名 | 文書指摘事項 | | |
|------------------|--|------------------------------|---------------------|--|--|---|
| | | | | 主眼事項区分 | 指摘内容 | 改善状況 |
| 養護 | 実地 平成18年9月12日 | (福)鳥取福祉会 | 養護老人ホーム 鳥取市なごみ苑 | 事故発生時の対応 | 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、体制整備、委員会及び研修の定期的な実施といった措置を講じなければならないとされている。(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第29条) しかしながら、当該施設においては、基準に基づく指針が作成されていない等の事例が見受けられたので、国の基準に合った必要措置を講じる事 | なごみ苑リスクマネジメント指針を作成し、全職員へ周知、リスクマネジメント委員会を再編成し、9月26日より活動している。 |
| 軽費 | 実地 平成18年9月21日 平成18年9月27日 (給食関係) | (福)温和会 | ケアハウス暖の里 | 衛生管理等について | 給食施設での使用水の残留塩素値が不安定であるため、0.1mg/l以上となるよう管理に努めること。また年1回の水質検査が実施されていないため、実施すること。 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のため、指針の整備や職員の研修等必要な措置を講じること。(軽費老人ホームの設備及び運営について第四7(8)) | 飲料水管理マニュアル(「ノロウイルス対応マニュアル」)に従った管理を実施。水質検査については、今年度分を12月に実施予定。 社福穂和会 感染症対策マニュアル、ノロウイルス対応マニュアル、インフルエンザマニュアル作成。 |
| | | | | 保健衛生 | 当該施設では入所者への健康診断が実施されていないため、定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、入所者の健康状態の把握に努めること。(軽費老人ホームの設備及び運営について第四7(7)) | 次年度から総合健康診断実施に向けて関係機関と協議中。 |
| | | | | 苦情への対応 | 当該施設では、苦情受付担当者等は決定されているが、苦情解決手続きの明確化及びその周知がなされていないため、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応し得るよう必要な措置を講じること。(軽費老人ホームの設備及び運営について第一6) | 社福穂和会 苦情解決実施規程、苦情・相談の対応マニュアル作成。 |
| | | | | 非常災害対策 | 当該施設では避難経路図の掲示がなく、昨年度は1回しか消防訓練を行っていない。避難経路図を掲示するとともに、消防計画に基づく消防訓練を年2回(そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練)を行うこと。(軽費老人ホームの設備及び運営について第四7(10)) | 避難経路図は業者に作成発注済み、消防訓練は本年度夜間想定訓練を平成19年3月に計画。次年度からは、通常訓練を9月、夜間想定訓練を3月に実施。 |
| 実地 平成18年9月12日 | (福)やず | ケアハウスすこやか | 入所者処遇の充実(感染症予防)重点事項 | 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のため、指針の整備等必要な措置を講じること。(軽費老人ホームの設備及び運営について第四7(8)) | ケアハウス感染症マニュアルを作成。ケアハウス施設内感染対策委員会を設置、10月17日に第1回研修会を実施。毎月開催する。感染症対策の器具・用具を準備中。 | |
| 書面 | (福)温和会 | ケアハウス暖の里新館 | 衛生管理等 | 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のため、指針の整備等必要な措置を講じること。(軽費老人ホームの設備及び運営について第四7(8)) | 社福穂和会 感染症対策マニュアル、ノロウイルス対応マニュアル作成。 | |
| | | | 保健衛生 | 当該施設では入所者への健康診断が実施されていないため、定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、入所者の健康状態の把握に努めること。(軽費老人ホームの設備及び運営について第四7(7)) | 次年度から総合健康診断実施に向けて関係機関と協議中。 | |
| | | | 苦情への対応 | 当該施設では、苦情受付担当者等は決定されているが、苦情解決手続きの明確化及びその周知がなされていないため、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応し得るよう必要な措置を講じること。(軽費老人ホームの設備及び運営について第一6) | 社福穂和会 苦情解決実施規程、苦情・相談の対応マニュアル作成。 | |
| 書面 | (福)親誠会 | ケアハウスひまわり鳥取 | 非常災害対策 | 当該施設では昨年度は1回しか消火訓練及び避難訓練を行っていない。消防計画に基づく消火訓練及び避難訓練を年2回以上(そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練)行うこと。(軽費老人ホームの設備及び運営について第四7(10)) | 今年度は、消火訓練及び避難訓練を9月、12月、2月に計画。9月29日には夜間想定訓練を実施した。 | |
| 書面 | (福)こうほうえん | ケアハウスいなば幸朋苑 ケアハウス新しいなば幸朋苑 | 指摘事項なし | | | |

| 種別 | 実施年月日 | 法人名 | 事業所名 | 文書指摘事項 | | |
|----|-------------------------|----------|-----------|--------|--|--|
| | | | | 主眼事項区分 | 指摘内容 | 改善状況 |
| | 書面 | (福)あすなる会 | ケアハウスあすなる | 非常災害対策 | 当該施設では昨年度は1回しか消火訓練及び避難訓練を行っていない。消防計画に基づく消火訓練及び避難訓練を年2回以上(そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練)行うこと。(軽費老人ホームの設備及び運営について第四7(10)) | 防災年間計画を作成し、実施する。今年度は1月9日に避難訓練を実施した。次回は3月に予定。 |
| | 書面 | 鳥取県 | 岩井長者寮 | 指摘事項なし | | |
| 特養 | 介護保険実地指導 平成18年11月22日 | (福)あすなる会 | 岩井あすなる | | 施設サービスに関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならないこととされている。しかしながら、貴施設においては、施設サービス計画が作成されているものの、入所者へ交付されていない事例が見受けられたので、当該施設サービス計画を交付すること。(福祉施設基準第12第8項) | 今後施設サービス計画を作成するたびに全ての利用者又は家族へ交付する。 |
| | 介護保険実地指導 平成18年11月27日 | (福)あすなる会 | 河原あすなる | | なし | |

平成18年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保健局

| 種別 | 実施年月日 | 法人名 | 事業所名 | 文書指摘事項 | | 改善状況 |
|---|------------------|------------------|-----------------|-----------|--------------|---------------------------------------|
| | | | | 主眼事項区分 | 指摘内容 | |
| 養護 | 書面 | (福)敬仁会 | (養護)シルバー倉吉 | | 指摘事項なし | |
| | 書面 | 鳥取県 | (養護)母来寮 | | 指摘事項なし | |
| 軽費 | 実地 平成18年8月8日 | (福)立石会 | (ケア)第2みどり園 | | 指摘事項なし | |
| | 実地 平成18年8月11日 | (福)みのり福祉会 | (ケア)倉吉スターガーデン | | 指摘事項なし | |
| | 実地 平成18年8月18日 | (福)みのり福祉会 | (ケア)関金インターケアハウス | | 指摘事項なし | |
| | 実地 平成18年8月24日 | (福)福生会 | 三朝温泉三喜苑 | | 指摘事項なし | |
| | 実地 平成18年8月30日 | (福)敬仁会 | ル・サンテリオン | | 指摘事項なし | |
| | 書面 | (福)立石会 | みどり園 | | 指摘事項なし | |
| | 書面 | (福)うわなだ福祉会 | ラ・ボム苑 | | 指摘事項なし | |
| | 書面 | (福)親誠会 | ひまわり昭和町 | | 指摘事項なし | |
| | 書面 | (福)清和会 | うつぶき | | 指摘事項なし | |
| | 特養 | 実地 平成18年8月29日 | (福)みのり福祉会 | 倉吉スターロイヤル | 施設の運営管理体制の確立 | 時間外勤務について、勤務日ごとに命令、記録を行うこと。【労働基準法89条】 |
| 他の会計区分への貸付金については、年度内に精算すること。【H12老発第188第2の3(3)】 | | | | | | 年度内に精算するべく努力。 |
| 土地の賃借料について、契約書に定められた金額が支払われていないので、改善すること。【H12社援施第6号ほか】 | | | | | | 今後は適正に支払い。 |
| 土地取得費の償還金に充当するため、施設会計から支出され、貸付金に計上されている金額について、会計上の整理を行うこと。【H12社援施第6号ほか】 | | | | | | 本部監査の指摘事項でもあり、現在整理中。 |

平成18年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 西部総合事務所福祉保健局

| 種別 | 実施年月日 | 法人名 | 事業所名 | 文書指摘事項 | | |
|------------|-------------------|-------------|---------------|-----------|---|-----------------------|
| | | | | 主眼事項区分 | 指摘内容 | 改善状況 |
| 養護 | 実地 平成18年9月21日 | (福)鳥取県厚生事業団 | (養護)皆生尚寿苑 | | 無 | |
| 軽費 | 実地 平成18年9月28日 | (福)宏平会 | (軽費)福原荘 | 入所者処遇の充実 | 入所者の処遇計画を作成すること。 | 入居者個々のケアプラン作成。 |
| | | | | " | 預り金管理規程を早期に作成すること。 | 預り金管理規程を作成し、実施。 |
| | | | | " | 預り金の収支状況について、入所者、家族に四半期に一度は報告すること。 | |
| | | | | " | 預り金の払出し等に当たっては、複数の職員により行うこと。 | |
| | | | | 事故発生時の対応 | 感染症マニュアルを早期に作成すること。 事故発生マニュアルを早期に作成すること。 | マニュアルを作成。 |
| 書面 | 実地 平成18年10月19日 | (福)真誠会 | (ケア)リバーサイド | | 無 | |
| | 実地 平成18年10月30日 | (福)敬仁会 | (ケア)ル・ソラリオン名和 | | 無 | |
| | 実地 平成18年11月1日 | (福)こうほうえん | (ケア)なんぷ幸福苑 | | 無 | |
| | (福)大徳会 | (軽費)玉真園 | | 無 | | |
| | | (福)宏平会 | (ケア)大山のふもと | | 無 | |
| | | (福)和貴 | (ケア)ケアハウスかずき | | 無 | |
| | | (福)こうほうえん | (ケア)さかい幸福苑 | | 無 | |
| (福)こうほうえん | (ケア)よなご幸福苑 | | 無 | | | |
| (福)ソウエルよどえ | (ケア)いずみの苑 | | 無 | | | |
| 特養 | 実地 平成19年1月22日 | (福)こうほうえん | (特養)新さかい幸福苑 | | 無 | |
| | 実地 平成19年2月6日 | (福)こうほうえん | (特養)きんかい幸福苑 | 防災対策の充実強化 | 夜間の勤務体制については、夜勤者2名(直接処遇職員)を配置し、その上で緊急対応に備え、別途、看護師1名を自宅待機させ、夜間勤務体制の確保に努められている。しかしながら、H12通知「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」、S62通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」により、夜勤者とは別に、管理宿直者を1名配置することとなっている。については、貴施設におかれても、同通知に基づき管理宿直者を配置すること。 | 宿直者の配置に疑問があり、改善する気なし。 |